

豊中市高圧ガス保安法事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第6号）第3条の規定に基づき、本市が処理する高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）の施行に係る事務処理（立入検査、違反処理及び事故措置に関するものを除く。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱による用語の意義は、次に掲げるもののほか、法、政令及び各規則において使用する用語の例による。

- (1) 政令 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）をいう。
 - (2) 一般則 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）をいう。
 - (3) 液石則 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）をいう。
 - (4) 冷凍則 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）をいう。
 - (5) 容器側 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）をいう。
 - (6) 高圧ガス事業者等 高圧ガスの製造をする者、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所の所有者、占有者、販売業者、高圧ガスを貯蔵する者、高圧ガスを消費する者及び容器検査所の登録を受けた者をいう。
 - (7) 関係施設等 高圧ガス事業者等の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス又は容器の保管場所及び容器検査所をいう。
 - (8) 高圧ガス施設台帳 電算処理した高圧ガス施設に関する情報を記録したものをいう。
 - (9) 電算処理 届出、申請、許可等に係る事務及び関係施設等の情報をPCソフトで処理することをいう。
 - (10) 受付印 印様式第1号の印をいう。
 - (11) 届出受理済印 印様式第2号の印をいう。
- (各種申請の処理における共通事項)

第3条 消防長は、法の規定に基づく申請については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 申請者が個人経営の事業者である場合は、その経営者とする。
 - (2) 申請者が法人である場合は、その代表者とする。ただし、同法人内の管理的立場にあるものを代理人として定め、申請を行う場合は、原則として代表者の委任状を提出するものとする。
 - (3) 申請書は、2通提出を求めるものとし、それぞれに受付印を押印する。
- 2 手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の規定により手数料の徴収が必要なときは、同条例で定める額の手数料を申請者から徴収するものとする。

（製造等の許可又は変更許可の申請）

第4条 法第5条第1項、法第14条第1項、法第16条第1項、法第19条第1項の規定による許可の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、対象施設の位置、構造及び設備（製造の許可に係る審査にあつては、製造の方法を含む。）が、法第8条第1号又は法第16条第2項に規定する技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）に適合していると認めるときは、高圧ガス製造施設等許可審査書（審査様式第1号）及び許可後の手続き書（許可様式第1号）を作成し、高圧ガス製造許可書（許可様式第2号）、高圧ガス製造施設等変更許可書（許可様式第3号）、高圧ガス貯蔵所設置許可書（許可様式第4号）又は高圧ガス貯蔵所位置等変更許可書（許可様式第5号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。
- (3) 第1号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、高圧ガス製造施設等許可審査書を作成し、不許可通知書（許可様式第6号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（完成検査の申請）

第5条 法第20条第1項又は第3項の規定による第一種製造者の製造のための施設の完成検査の申請又は第一種貯蔵所の完成検査の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、許可申請書に基づき完成検査を実施する。
- (2) 前号の検査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、高圧ガス施設台帳に係る電算処理後、高圧ガス製造施設等完成検査調査

書（完成様式第1号）を作成し、製造施設完成検査証又は第一種貯蔵所完成検査証は、当該申請書のうち1通を添付して電算処理を行い、申請者に交付する。

- (3) 第1号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、高圧ガス製造施設等完成検査結果報告書を作成し、完成検査不合格通知書（完成様式第2号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（保安検査の申請）

第6条 法第35条第1項の規定による高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれのある製造のための施設（以下「特定施設」という。）の保安検査の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、保安検査を実施する。
- (2) 前号の検査の結果、特定施設の位置、構造及び設備が、技術上の基準に適合していると認めるときは、高圧ガス施設台帳に係る電算処理後、高圧ガス製造施設等保安検査調査書（保安様式第1号）を作成し、保安検査証は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。
- (3) 第1号の審査及び調査の結果、特定施設の位置、構造及び設備が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、保安検査結果報告書を作成し、保安検査不合格通知書（保安様式第2号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（容器検査の申請）

第7条 法第44条第1項の規定による容器検査又は法第49条第1項の規定による容器再検査の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、容器則第7条の容器検査における容器の規格（以下「容器の規格」という。）に適合していると認めるときは、容器検査審査書（審査様式第2号）を作成し、容器検査合格証（容器様式第1号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。
- (3) 当該容器検査に合格した容器については、刻印を行う。
- (4) 第1号の審査及び調査の結果、容器の規格に適合していないと認める

ときは、容器検査審査書を作成し、容器検査不合格通知書（容器様式第2号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（特別充てんの許可の申請）

第8条 法第48条第5項の規定による特別充てんの許可の申請があったときは、次により処理するものとする。

- （1）消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- （2）前号の審査及び調査の結果、当該容器に充てんする必要性及び安全性について総合的に危険のおそれがないと認めるときは、高圧ガス製造施設等許可審査書を作成し、特別充てん許可書（特充様式第1号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。
- （3）第1号の審査及び調査の結果、当該容器に充てんする必要性及び安全性について総合的に危険のおそれがあると認めるときは、高圧ガス許可審査書を作成し、特別充てん不許可通知書（特充様式第2号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（附属品検査の申請）

第9条 法第49条の2第1項の規定による附属品検査又は法第49条の4第1項の規定による附属品再検査の申請があったときは、次により処理するものとする。

- （1）消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- （2）前号の審査及び調査の結果、容器則第17条の附属品検査における附属品の規格（以下「附属品の規格」という。）に適合していると認めるときは、附属品検査審査書（審査様式第3号）を作成し、附属品検査合格証（附属様式第1号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。
- （3）容器検査に合格した附属品については、刻印を実施する。
- （4）第1号の審査及び調査の結果、附属品の規格に適合していないと認めるときは、附属品検査審査書を作成し、附属品検査不合格通知書（附属様式第2号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（容器検査所の登録又は登録の更新の申請）

第10条 法第50条第3項の規定による容器検査所の登録又は登録の更新の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、容器則第33条の容器検査所の検査設備の基準（以下「検査設備の基準」という。）に適合していると認めるときは、容器検査所登録審査書（審査様式第4号）を作成し、容器検査所登録票は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。
- (3) 第1号の審査及び調査の結果、検査設備の基準に適合していないと認めるときは、容器検査所登録審査書を作成し、登録審査不合格通知書（容検様式第1号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（高圧ガスの種類又は圧力変更の申請）

第11条 法第54条第1項の規定による容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力変更の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、法第44条第4項の規定による規格（以下「高圧ガス種類又は圧力変更の規格」という。）に適合していると認めるときは、高圧ガスの種類又は圧力の変更審査書（審査様式第5号）を作成し、高圧ガスの種類又は圧力の変更適合証（種圧様式第1号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。
- (3) 第1号の審査及び調査の結果、高圧ガス種類又は圧力変更の規格に適合していないと認めるときは、高圧ガスの種類又は圧力の変更審査書を作成し、高圧ガスの種類又は圧力の変更不適合通知書（種圧様式第2号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（関係行政機関への通報）

第12条 法第74条第1項の規定による大阪府公安委員会又は豊中市消防長への通報は、高圧ガス保安法に基づく許可等について（通報）（通報様式第1号）により許可等を行った翌月に遅滞なくまとめて行うものとする。

（各種届出等の処理における共通事項）

第13条 予防課長は、法又はこの要綱で定める届出又は報告（以下「届出等」という。）を処理するときには、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 届出等の書式は、法又はこの要綱で定める様式によるものとし、かつ

- 、必要事項が記載されていることを確認するものとする。
- (2) 個人経営の事業者にあつては、その経営者とする。
- (3) 届出者が個人経営の事業者である場合は、その経営者とする。
- (4) 届出者が法人である場合は、その代表者とする。ただし、同法人内の管理的立場にあるものを代理人として定め、申請を行う場合は、原則として代表者の委任状を提出するものとする。
- (5) 届出等は、2通提出を求めるものとし、それぞれに受付印を押印し、1通に届出受理済印を押印後、届出者に交付するものとする。

(高圧ガス製造事業の届出)

第14条 法第5条第2項の規定による、高圧ガス製造事業の届出があつたときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。
- (3) 第1号の届出書には、製造計画書(計画様式第1号)及び関係図書を添付させる。

(第一種製造事業の承継の届出)

第15条 法第10条の規定による、第一種製造事業承継の届出があつたときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理を行う。
- (2) 前号の審査の結果、承継があつたものと認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。
- (3) 第1号の届出書には、承継があつたものと認められる関係書類を添付させる。

(第二種製造事業の承継の届出)

第16条 法第10条の2第2項の規定による、第二種製造事業承継の届出があつたときの処理については、第15条に準じて行う。

(高圧ガス製造施設軽微な変更の届出)

第17条 法第14条第1項ただし書の規定による、高圧ガス製造施設軽微変更の届出があつたときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の処理については、第14条第1号及び第2号に準じて行う。

(2) 前号の届出書には、軽微な変更明細書（計画様式第2号）及び関係図書を添付させる。

（高圧ガス製造施設等の変更の届出）

第18条 法第14条第4項の規定による、高圧ガス製造施設等変更の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の処理については、第14条第1号及び第2号に準じて行う。

(2) 前号の届出書には、変更明細書（計画様式第3号）及び関係図書を添付させる。

（第一種貯蔵所の承継の届出）

第19条 法第17条第2項の規定による、第一種貯蔵所承継の届出があったときの処理については、第15条に準じて行う。

（第二種貯蔵所設置の届出）

第20条 法第17条の2第1項の規定による、第二種貯蔵所設置の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の処理については、第14条第1号及び第2号に準じて行う。

(2) 前号の届出書には、貯蔵計画書（計画様式第4号）及び関係書類を添付させる。

（第一種貯蔵所軽微な変更の届出）

第21条 法第19条第1項ただし書の規定による、第一種貯蔵所軽微変更の届出があったときの処理については、第17条に準じて行う。

（第二種貯蔵所位置等変更の届出）

第22条 法第19条第4項の規定による、第二種貯蔵所位置等変更の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の処理については、第14条第1号及び第2号に準じて行う。

(2) 前号の届出書には、変更明細書及び関係図書を添付させる。

（高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査受検の届出）

第23条 法第20条第1項ただし書又は第3項第1号の規定による、高圧ガス保安協会完成検査受検又は指定完成検査機関完成検査受検の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を確認し、届出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の確認の結果、検査の受検があったものと認めるときは、当該届

出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。
(高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査結果の報告)

第24条 法第20条第4項の規定による、高圧ガス保安協会完成検査結果又は指定完成検査機関完成検査結果の報告があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を確認し、届出に係る電算処理を行う。
- (2) 前号の確認の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。
- (3) 当該報告書には、完成検査の記録を添付させる。

(高圧ガス販売事業の届出)

第25条 法第20条の4の規定による、高圧ガス販売事業の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の処理については、第14条第1号及び第2号に準じて行う。
- (2) 前号の届出書には、次の書類を添付させる。

- ア 高圧ガス販売計画書(容器置場あり)(計画様式第5号)又は高圧ガス販売計画書(容器置場なし)(計画様式第6号)
- イ 保安台帳(台帳様式第1号)
- ウ 販売台帳(台帳様式第2号)
- エ 関係図書

(高圧ガス販売事業の承継の届出)

第26条 法第20条の4の2第2項の規定による、高圧ガス販売事業承継の届出があったときの処理については、第15条に準じて行う。

(販売に係る高圧ガスの種類の変更の届出)

第27条 法第20条の7の規定による、販売に係る高圧ガスの種類変更の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の処理については、第14条第1号及び第2号に準じて行う。
- (2) 前号の届出書には、高圧ガス販売種類変更明細書(計画様式第7号)を添付させる。

(第一種製造者の高圧ガス製造開始又は廃止の届出)

第28条 法第21条第1項の規定による、高圧ガス製造開始又は高圧ガス製造廃止の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理後、必要があると認めるとき調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上、適当であると認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。
- (3) 当該届出書には、廃止の場合に限り廃止が認められる関係書類を添付させる。

(第二種製造者の高圧ガス製造事業の廃止の届出)

第29条 法第21条第2項及び第3項の規定による、第二種製造者の高圧ガス製造事業廃止の届出があったときの処理については、第28条に準じて行う。

(貯蔵所の廃止の届出)

第30条 法第21条第4項の規定による、貯蔵所廃止の届出があったときの処理については、第28条に準じて行う。

(高圧ガス販売事業の廃止の届出)

第31条 法第21条第5項の規定による、高圧ガス販売事業廃止の届出があったときの処理については、第28条に準じて行う。

(特定高圧ガス消費の届出)

第32条 法第24条の2第1項の規定による、特定高圧ガス消費の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の処理については、第14条第1号及び第2号に準じて行う。
- (2) 前号の届出書には、消費計画書(計画様式第8号)及び関係図書を添付させる。

(特定高圧ガス消費者の承継の届出)

第33条 法第24条の2第2項において準用する法第10条の2第2項の規定による、特定高圧ガス消費者承継の届出があったときの処理については、第15条に準じて行う。

(特定高圧ガス消費施設等変更の届出)

第34条 法第24条の4第1項の規定による、特定高圧ガス消費施設等変更の届出があったときの処理については、第22条に準じて行う。

(特定高圧ガス消費の廃止の届出)

第35条 法第24条の4第2項の規定による、特定高圧ガス消費廃止の届出があったときの処理については、第28条に準じて行う。

(危害予防規程の制定又は変更の届出)

第36条 法第26条の規定による、危害予防規程の制定又は変更の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を確認し、届出に係る電算処理を行う。
- (2) 前号の審査の結果、法に定める事項に適合し、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上適当であると認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。
(高压ガス保安統括者等及び代理者の選任又は解任の届出)

第37条 法第27条の2、第27条の3、第27条の4及び第33条第1項の規定による、高压ガス保安統括者、高压ガス保安技術管理者等、高压ガス保安主任者等、冷凍保安責任者、高压ガス保安統括者代理者及び冷凍保安責任者代理者の選任又は解任の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理を行う。
- (2) 前号の審査の結果、選任又は解任があったものと認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。
- (3) 前号に定める届出書には、以下の区分に応じた書類を添付させる。

① 高压ガス保安統括管理者・代理者

保安統括者証明書（証明様式第1号）

保安統括者代理者証明書（証明様式第2号）

事業所保安管理組織図

② 冷凍保安責任者・代理者

冷凍保安責任者証明書（証明様式第3号）

冷凍保安責任者代理者証明書（証明様式第4号）

高压ガス製造保安責任者等免状の写し（ただし、高压ガス取扱ガス種名及び取扱経験年数を記載させること。）

事業所保安管理組織図

③ 保安技術管理者及び保安係員

高压ガス製造保安責任者等免状の写し（ただし、高压ガス取扱ガス種名及び取扱経験年数を記載させること。）

事業所保安管理組織図

④ 保安主任者及び保安企画推進員

保安企画推進員証明書（証明様式第5号）（ただし、保安主任者につ

いては、証明書不要である。)

高压ガス製造保安責任者等免状の写し(ただし、高压ガス取扱ガス種名及び取扱経験年数を記載させること。)

事業所保安管理組織図

(高压ガス販売主任者の選任又は解任の届出)

第38条 法第28条第3項において準用する法第27条の2第5項の規定による、高压ガス販売主任者の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の処理については、第37条第1号及び第2号に準じて行う。

(2) 前号の届出書には、高压ガス製造保安責任者免状の写し又は販売主任者免状の写し及び実務経験証明書(証明様式6号)を添付させる。

(特定高压ガス取扱主任者の選任又は解任の届出)

第39条 法第28条第3項において準用する法第27条の2第5項の規定による、特定高压ガス取扱主任者の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の処理については、第37条第1号及び第2号に準じて行う。

(2) 前号の届出書には、高压ガス製造保安責任者免状の写し、第1種販売主任者免状の写し又は高压ガス保安協会が行う特定高压ガスの取扱いに関する講習会の修了証の写し及び実務経験証明書を添付させる。

(高压ガス製造施設の休止の届出)

第40条 法第35条第1項の規定による一般則79条第2項及び液石則第77条第2項の規定により、高压ガス製造施設休止の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の処理については、第28条第1号及び第2号に準じて行う。

(2) 前号の届出書には、休止計画書(計画様式第9号)及び関係書類を添付させる。

(高压ガス保安協会又は指定保安検査機関の保安検査受検の届出)

第41条 法第35条第1項第1号の規定による、高压ガス保安協会保安検査受検又は指定保安検査機関保安検査受検の届出があったときの処理については、第23条に準じて行う。

(高压ガス保安協会又は指定保安検査機関の保安検査結果の報告)

第42条 法第35条第3項の規定による、高压ガス保安協会保安検査結果

又は指定保安検査機関保安検査結果の報告があったときの処理については、第24条に準じて行う。

(認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者の検査記録の届出)

第43条 法第39条の11第1項及び第2項の規定による、完成検査記録又は保安検査記録の届出があったときの処理については、第14条第1号及び第2号に準じて行う。

(容器検査所の検査主任者の選任又は解任の届出)

第44条 容器則第35条の規定による、検査主任者の選任又は解任の届出があったときの処理については、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の処理については、第37条第1号及び第2号に準じて行う。

(2) 前号の届出書には、高圧ガス製造保安責任者免状の写し又は容器則第34条に規定する資格を有することを証する書面を添付させる。

(容器検査所の廃止の届出)

第45条 容器則第39条の規定による、容器検査所廃止の届出があったときの処理については、第28条に準じて行う。

(氏名、名称、住所等の変更の届出)

第46条 法人の名称又は本社の所在地の変更、法人の本社又は事業所の住所の表示の変更及び事業所の名称の変更による、高圧ガス施設の名称等変更届(名変様式第1号)又は高圧ガス施設の名称等(冷凍)変更届(名変様式第2号)による届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を確認し、届出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の確認の結果、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(高圧ガス施設等の工事の届出)

第47条 許可又は軽微な変更の工事に該当しない工事のうち、第一種製造者の製造のための施設及び第一種貯蔵所において、高圧ガスの処理能力又は貯蔵能力の変更を伴う工事を行うことによる、高圧ガス施設等の工事届(工事様式第1号)による届出があったときの処理については、第28条第1号及び第2号に準じて行う。

(許可申請等の取下げの願出)

第48条 市長に対し法の規定による許可又は登録若しくはその更新の申請者から、申請後において当該申請を取り下げようとするため許可申請等の取下げ願出書(願出様式第1号)による願出があったときは、次により

処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該願出書の内容を確認し、願出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の確認の結果、当該願出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、許可申請書等のうち1通を添付して申請者に交付する。

(証明書交付の願出)

第49条 許可等により認められた事項について、証明書交付願出書(願出様式第2号)による願出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該願出書の内容を審査し、証明が必要と認めるときは、証明書(願出様式第3号)を届出者に交付する。

(2) 前号の処理について手数料条例に係るものにあつては、手数料を徴収する。

(様式用の紙)

第50条 この要綱に定める様式(印様式を除く。)の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(施行細目)

第51条 この要綱の施行について必要な事項は、予防課長が定める。

附 則 (平成24年3月27日豊消予第167号消防長通知)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又はこの要綱の施行の際現に大阪府知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなっている事務に係るものは、法令中別段の定めがあるものを除き、施行日以後において、市長の行った許可等の処分その他の行為又は、市長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成25年3月28日豊消予第158号消防長通知)

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日豊消予第216号消防長通知)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日豊消予第218号消防長通知)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月6日豊消予第7号消防長通知)

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則 (令和元年6月18日豊消予第110号消防長通知)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。